

第34回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年4月24日(金) 午後1時25分から午後3時25分
 開催場所 姫路市役所 北別館 403会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1				欠員
2	岡田 良造	出席	○	
3	福本 孝之	出席		
4	福永 昌弘	出席		
5	大塚 正稔	出席		
6	田 麻 仁志	出席		
7	濱田 能秀	出席		
8	吉野 文利	出席		
9	小林 勝之	出席		
10	小林 忠明	出席		
11	橋本 文男	出席		
12	橋本 静枝	欠席		
13	山口 俊貴	出席		
14	青田 誠	出席		
15	駒田 秀文	出席		
16	岡本 富博	出席		
17	小段 昭文	出席	○	会長職務代理者
18	岸本 英夫	欠席		会長職務代理者
19	池内 宏行	出席		会長

その他の出席者 0名

○
 農業委員会事務局職員 5名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地転用許可条件の変更承認申請について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 令和2年度農業者年金加入推進活動計画の策定について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第3号 合意による解約等の通知について
報告第4号 県許可案件の許可状況について
報告第5号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和2年4月24日 午後1時25分)

議長 それでは只今から、第34回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中16名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、岸本委員と橋本静枝委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を小段委員と岡田委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が5件提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされており、3番の案件が[]関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

1番と2番が市街化区域の案件、4番と5番が調整区域の案件となっております。

1番です。

勝原区熊見の畑3筆計389㎡につきまして、勝原区熊見の[]より、「平成9年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は「住宅敷地」となっております。

2番です。

網干区興浜の畑16㎡につきまして、網干区興浜の[]より、「平成9年以前より、公衆用道路となっている」との申請です。

現況は「公衆用道路」となっております。

4番です。

船津町の田250㎡につきまして、船津町の[]より、「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、「住宅敷地の一部」となっております。

5番です。

香寺町田野の田407㎡につきまして、香寺町田野の[]より、「昭和34年より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、「住宅敷地の一部」となっております。

以上、非農地確認申請4件につきまして、いずれの案件も、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております、中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので確認致します。

[]関係の案件]

[] 退室]

事務局

それでは、3番についてご説明いたします。

調整区域の林田町六九谷の田221㎡につきまして、林田町六九谷の[]より、「平成10年以前より、農業用施設の敷地として利用している」との申請です。

以上、非農地確認申請1件につきまして、担当委員より「適当である」との意見をいただいております、北西部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

.....

議 長

それでは、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので確認致します。

[[] 入室]

議 長

[]の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号(P2～P5)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、23件の申請が提出されております。

1番から6番が現在耕作面積0㎡の方の案件、7番と8番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、9番以降が、既に下限面積を超えている方の案件となっております。

3番と17番から19番が都市計画区域外の案件、6番と9番から15番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」には該当しておりません。

3番を除いて、譲受人・借人は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番が約1km、2番が約1.5km、2番が約1.8km、4番から6番が約5km、8番が約7.5km、9番が約3km、15番が約1.4km、18番が約1.1km、21番と22番が約1.8kmである外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

太市中の[]が、相野の田599㎡については、西脇の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、太市中の田2筆計3,734㎡については、太市中の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える4,333㎡になる予定です。

作付作物は「水稻」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、「新規農家に該当するため、事情聴取が必要」との意見となっております。

3番です。

夢前町芦田の田5筆計3,433㎡につきまして、花影町三丁目の[]が、車崎二丁目の[]より、解除条件付の貸借で「借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

借人の[]は農地所有適格法人ではありませんが、法第3条第3項により、①農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事することを条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,433㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、「新規農家に該当するため、事情聴取が必要」との意見となっております。

4番から6番です。

高砂市の[]が、別所町佐土新の田4筆計1,788㎡につきましては、別所町佐土二丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、別所町佐土新の田畑計5筆1,278㎡につきましては、別所町佐土新の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,061㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」「苗木」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、「新規農家に該当するため、事情聴取が必要」との意見となっております。

7番です。

相野の田811㎡につきまして、相野の[]が、西脇の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,641㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

8番です。

飾東町豊国と飾東町北山の田3筆計1,208㎡につきまして、飾磨区裳鹿の[]が、御国野町国分寺の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,473㎡になる予定です。
作付作物は、「水稲」「野菜」となっております。

9番です。

飯田の畑100㎡につきまして東雲町四丁目のが、飯田二丁目のと、「農地と交換したい」との所有権移転の申請です。
この件許可されますと、の耕作面積は、1,469㎡になる予定です。
作付作物は、「野菜」となっております。

10番から14番です。

広畑区才の畑92㎡につきまして広畑区才のが、広畑区才のより「持分の贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、の持分は8分の7、耕作面積は1,305㎡になる予定です。
作付作物は、「万年青（おもと）、レモンパーム」となっております。

15番です。

飾磨区中島の田2筆計518㎡につきまして、打越のが、飾磨区中島一丁目のより「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、の耕作面積は、4,118㎡になる予定です。
作付作物は、「野菜」となっております。

16番です。

林田町上伊勢の田826㎡につきまして、林田町上伊勢のが、白国五丁目のより「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、の耕作面積は、5,498㎡になる予定です。
作付作物は、「水稲」となっております。

17番です。

夢前町新庄の田2筆計6,003㎡につきまして、夢前町新庄のが、青山北三丁目のより「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

なお、は既にの3,031㎡を使用貸借で耕作されておりますので、この件許可されますと、の耕作面積は現在の耕作面積3,031㎡にの2,972㎡が加わり、6,003㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

18番です。

夢前町戸倉の田8筆計4,701㎡につきまして、夢前町糸田のが、夢前町戸倉のより「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、の耕作面積は、66,664㎡になる予定です。
作付作物は、「水稲」となっております。

19番です。

安富町塩野の田403㎡につきまして、安富町塩野の[]が、安富町塩野の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、6,877㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

20番です。

花田町上原田の田2筆計2,677㎡につきまして、花田町上原田の[]が、大阪府吹田市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、8,347㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

21番です。

花田町加納原田の田1,259㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、赤穂郡上郡町の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、6,118㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

22番です。

別所町佐土と別所町佐土新の田6筆計4,881㎡につきまして、御国野町国分寺の[]が、別所町佐土新の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、36,920㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

23番です。

船津町の田2筆計1,052㎡につきまして、船津町の[]が、増位新町一丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、4,597㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきまして、1番から6番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請23件52筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

大塚委員

15番の案件ですが、譲受人は既に4分の1の持分を持っているため、この度、2分の1を取得することにより持分が4分の3となりますが、残りの4分の1はどうなるのですか？

事務局 4分の1の持分に関しては、また別の人が持っています。

議長 その他の案件について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

各委員 ……。

議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第2号について、1番から6番が事情聴取、その他は承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認と致します。
次に、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号（P6）を説明する。
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法施行規則第29条第1号の確認について、この度は、1件提出されております。

調整区域の山田町西山田の田440㎡のうち198.95㎡につきまして、山田町西山田の[]が「農業用倉庫を建てること及び露天農作業場にしたい」との確認の申請です。
現況は、「田」となっております。
申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えております。
「事業内容」につきましては、床面積56㎡の農業用倉庫と露天農作業場となっております。
「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

以上、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

農地法施行規則第29条第1号の確認1件1筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号(P7~P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は9件提出されております。

1番と5番から9番が調整区域の案件、2番から4番が都市計画区域外の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、8番9番を除き、いずれも該当がありません。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、4番を除き、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

勝原区下太田の田758㎡につきまして、勝原区下太田の[]が、大阪府泉大津市の[]より、「購入して、露天駐車場及び露天資材置場」にしたいとの転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「申請地の農地区分」は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設医療施設が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、8台分の露天駐車場と砂利碎石及び残土を置くための露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番です。

夢前町前之庄の田2筆計742㎡につきまして、三左衛門堀西の町の[]が、夢前町前之庄の[]より、「購入して、育苗場及び進入路としたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

「事業内容」につきましては、636㎡の碎石舗装の育苗箱硬化作業場及び106㎡の進入路にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

3番です。

夢前町前之庄の畑2筆計399㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、神戸市の[]より、「贈与を受けて、露天駐車場としたい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、5台分の露天駐車場にする計画となっております。

おります。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

4番です。

安富町塩野の畑243㎡につきまして、たつの市の[]が、安富町塩野の[]より、「贈与を受けて、一般住宅を建築したい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、隣接宅地と一体利用して、床面積137.93㎡の一般住宅1棟を建築し、3台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

5番です。

飾東町志吹の田224㎡につきまして、赤穂市の[]が、[]飾東町志吹の[]より「贈与を受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、譲受人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積132.94㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、家族からの融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が手続中となっております。

6番です。

豊富町御蔭の田2筆計1,148㎡につきまして、豊富町御蔭の[]が、[]豊富町御蔭の[]より「貸借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、[]

[]を置くための露天駐車場として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路の構造変更承認が手続済となっております。

7番です。

船津町の田360㎡につきまして、船津町の[]が、[]船津町の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっておりますが、一部農業用倉庫が建っており、そ

のことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、公共施設である船山出張所から近距離の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積132.43㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が手続中となっております。

8番9番です。

香寺町岩部の田畑7筆計2,516㎡につきまして、神戸市の■■■■が、アメリカ在住の■■■■より「購入して、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「休耕地」となっております。

「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、申請地へ進入する際に通る隣接地の通行承諾の同意が有りとなっております。

「事業内容」につきましては、それぞれ8番、9番ともに、太陽光パネル324枚、パワコン9台、出力■■■■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観法の届出が手続中となっております。

なお、申請地に隣接する農地所有者の同意が得られず、そのことについて陳明書が添付されておりますので、陳明書を朗読いたします。

《陳明書を朗読》

陳明書の提出を受け、事務局からも4月14日午後に隣接する農地所有者の自宅を訪問しましたが、留守のためお会いすることはできませんでした。後日、地区担当の農業委員と推進委員の2名が隣接する農地所有者を訪問し、約2時間にわたり、不同意における話し合いをもっていただきましたが、同意を得るまでにいたりませんでした。

以上、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第5条の規定による許可申請9件17筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

青田委員

7番の案件ですが、譲受人と譲渡人の住所が同じで、一方には市営住宅の方書がついているが、もう一方には方書がついていないのは何故ですか？

事務局

申請書の住所は、総会資料のとおりで間違いはないのですが、後ほど確認しておきます。

駒田委員

8番9番の案件ですが、隣接同意に印を押してくれない隣接者に話を聞きましたが、電磁波が体に悪影響を及ぼすかもしれないからと言って、はなから隣接同意に印を押すつもりはないとのことでした。そういった理由で印かんは押さないため、隣接者は、太陽光発電設備に転用されても仕方ないと思っっているとのことでした。

議長

6番の案件ですが、現地は、駐車場に囲まれているため、転用しても周辺農地に影響しません。そのため、現地調査は割愛しております。

議長

その他の案件について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第4号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農地転用許可条件の変更承認申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号（P9～P10）を説明する。
〔農地転用許可条件の変更承認申請について〕

令和元年7月にご審議いただき、8月30日付けで一時転用許可を受けた案件について、一時転用期間の延長の変更承認申請がありました。

夢前町新庄の田2筆計4,009㎡につきまして、 より「露天資材置場にしたい」との一時転用の許可に係る期間延長の変更申請です。

「変更理由及び内容」につきましては、夢前町新庄地内の大規模太陽光発電設備建設工事について、岩盤処理に手間がかかり、当初の予定より大幅な遅れが生じたため、転用期間を当初の「令和2年5月31日」から「令和3年3月31日」まで延長する申請となっております。

なお、一時転用期間の延長の他には何も変更はございません。

以上、農地転用許可条件の変更承認申請1件2筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第5号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地転用許可条件の変更承認申請」については許可相当とします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P11~P15)を説明する。
〔農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画についての意見を求められているものでございます。

農用地利用集積計画により「兵庫みどり公社」に利用権を設定し、農用地利用配分計画により担い手へ貸し付けることとなります。

この度の農用地利用集積計画は、新規の設定が「71件、110筆、166,171㎡」の計画となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。35番から43番が■■■■の案件、50番から71番が■■■■関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

議案第6号参考資料をご覧ください。

新規の賃借権の設定が「24件、33筆、65,037㎡」、

新規の使用貸借権の設定が「15件、32筆、38,121㎡」

合計「39件、65筆、103,158㎡」の計画となっております。

この内、1番から24番の■■■■につきましては、現在耕作面積が0㎡となっておりますが、北西部地区農政協議会におきまして、「市と協定を結んで大規模営農していく予定で、茨城県に本社があり、日本全国の各所で大規模営農の耕作実績があることから、事情聴取の必要はない」との意見となっております。

また、28番から34番の■■■■につきましても、現在耕作面積が0㎡となっておりますが、北西部地区農政協議会におきまして、「太子町のほうで耕作実績が十分あることを確認していることから、事情聴取の必要はない」との意見となっております。

農用地利用集積計画について、市の公告を6月1日に行い、農用地利用配分計画については、県が6月15日公告の予定となっております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はできておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画についての意見につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

[■■■■関係の案件]

[■■■■ 退室]

議 長 それでは、35番から43番の■■■■の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、35番から43番についてご説明いたします。
この度は、新規の使用貸借権の設定が「9件、11筆、11,730㎡」の計画となっております。

北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画についての意見につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

[■■■■ 入室]

議 長 ■■■■の案件は承認となりましたので報告します。

[■■■■関係の案件]

[■■■■ 退室]

議 長 それでは、50番から71番の■■■■の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、50番から71番についてご説明いたします。
この度は、新規の使用貸借権の設定が「23件、34筆、41,283㎡」の計画となっております。

北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画についての意見につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

〔 入室〕

議長

 の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P16～P36）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

この度の農用地利用集積計画は、新規が「125件、245筆、314,159㎡」、再設定が「131件、219筆、296,123㎡」、合計「256件、464筆、610,282㎡」の計画となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。125番から147番が 関係の案件、255番が 関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

議案第7号参考資料をご覧ください。

新規が「119件、234筆、296,196㎡」、

再設定が「113件、176筆、244,000㎡」、

合計「232件、410筆、540,196㎡」の計画となっております。

この内、153番から167番の につきましても、現在耕作面積が0㎡となっておりますが、北東部地区農政協議会におきまして、「農地は所有していないが、耕作実績が十分あることを確認していることから、事情聴取の必要はない」との意見となっております。

この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることとなります。

今回は、令和2年5月15日設定分となっております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

【関係の案件】

【退室】

議長 それでは、125番から147番の[]の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、125番から147番についてご説明いたします。
いずれも使用貸借権の設定となっております。
新規が「6件、11筆、17,963㎡」、
再設定が「17件、40筆、49,734㎡」、
合計「23件、51筆、67,697㎡」の計画となっております。

以上、北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

【入室】

議長 []の案件は承認となりましたので報告します。

【関係の案件】

【退室】

議長 それでは、255番の[]の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、255番についてご説明いたします。
いずれも使用貸借権の設定となっております。
再設定が「1件、3筆、2,389㎡」の計画となっております。
以上、北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので承認致します。

【 入室】

議長

の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第8号（P37）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

市より農用地利用集積計画の決定についての意見を求められているものでございます。

こちらは、設定を受ける者として中間管理機構である兵庫みどり公社1法人分の案件で、新規の使用貸借権の設定が「2件、4筆、219.3㎡」の計画となっております。

中間管理機構が利用権の設定を受けとりまとめた農地については、通常、県が配分計画を作成して担い手への配分を行うところですが、このたびは中間管理機構が借り受けるのみとなっております。

この計画記載地は農地以外のものも含まれますが、「中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度」を活用した土地改良事業区域に組み入れ、事業後は農地に換地するため、権利を設定するものです。

6月1日付で設定する予定となっております。

以上、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第8号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」については承認とします。

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第9号(P38)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

議案第7号と同じく、農用地利用集積計画ですが、こちらは解除条件付き貸借により農業経営を行う一般法人による利用権設定についてとなります。

この度は、新規の貸借権が「2件、2筆、5,291㎡」、再設定の貸借権が「1件、1筆、908㎡」、合計「3件、3筆、6,199㎡」の計画となっており、令和2年5月15日設定分となっております。

1番2番の[]につきましては、現在耕作面積が0㎡となっておりますが、北西部地区農政協議会におきまして、「[]の場として開設することを目的としていることから、事情聴取の必要はない」との意見となっております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はできておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長

ご意見、ご質問はないようですので、議案第9号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第9号は承認致します。
次に、議案第10号「令和2年度農業者年金加入推進活動計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第10号(P39)を説明する。
〔令和2年度農業者年金加入推進活動計画の策定について〕

はじめに、農業者年金について簡単にご説明させていただきますと、農業者年金は農業に従事されている方のみが加入できるもので、国民年金に上乘せされる公的年金になります。農業者年金の加入条件3点につきましては、別紙資料をご確認ください。

農業委員会は、農業者年金基金から業務を委託され、農業者年金に関する諸手続きや加入推進を行っています。今回上程させていただいた議案

は、この加入推進活動を実施するための計画であり、農業者年金基金および兵庫県農業会議から提示された素案に基づき作成したものでございます。

それでは、資料の主な内容を説明させていただきます。

まず、今年度の加入目標人数ですが、兵庫県農業会議が定めた姫路市の割当が1名ですので、目標数に基づき1名とさせていただきます。

特に、20歳から39歳までの若手農業者に加入を呼びかけていきたいと考えておりますので、2の「加入対象として働きかけをする目標人数」は、若手農業者19名とさせていただきます。

3の加入推進班につきましては、地区別に3つの班を編成し、今年度お願いしております加入推進部長の青田委員と事務局職員および地元の委員さんとの3名体制で推進活動を行います。

4の加入推進名簿につきましては、農政総務課などの関係部署と連携し、55名の方を対象者として搭載できればと考えております。

なお、今回の計画案は、主に若手農業者への加入推進を前提に作成したものです。農業者年金の加入対象者はあくまで60歳未満の農業者ですので、年齢にとらわれることなく、今後も機会あるごとに積極的に呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

加入推進計画案につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ご意見、ご質問はないようですので、議案第10号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第10号は承認致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P41～P42)を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、3月6日から4月9日の間に受け付けたもの、資料41頁、42頁の11件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたので報告させていただきます。

以上、4条届出、11件17筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第1号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

事務局 次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P43～P51）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、3月6日から4月9日の間に受け付けたもの、資料43頁から51頁の43件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたので報告させていただきます。

以上、5条届出、43件77筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第2号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P52～P54）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が5件、使用貸借契約の解約の通知が10件、計15件の通知がございました。

利用権に該当するものは5件で、そのうち、農地中間管理事業に該当するものは3件です。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知、15件21筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P55)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、2月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

いずれも3月13日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、どうぞよろしくご確認お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第4号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

次に報告第5について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5(P56)説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、3月の会長決裁分です。

1の土地利用型農業と野菜、レストラン、直売所等の多角化経営をしている夢前町宮置の[]と、

2番の水稲、露地・施設野菜、果樹などを営農している飾東町八重畑の[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答しておりました。

その結果として、[]は3月17日付けで、[]は3月25日付けで認定したと姫路市長より通知がありました。

以上2件につきまして、ご報告いたしますので、ご承認をお願いします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第5号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

議長

本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事務局

総会終了後、運営委員会を開催したいと思います。総会が終わりました。

議 長

10分後くらいに、この場所で行いますのでよろしくお願いします。
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
(午後3時25分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

池 内 宏 行

(署名委員)

小 段 昭 文

(署名委員)

岡 田 良 造
